

令和4年度第1回霧島市個人情報保護審議会次第

日 時：令和4年10月25日（火）午前9時20分から

場 所：霧島市役所本庁舎4階 401会議室

1 開 会

2 総務課長あいさつ

3 会長及び職務代理者の選任について

[霧島市個人情報保護条例（平成17年霧島市条例第11号抜粋）]

（会長）

第50条 審議会に会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

4 審議会の公開又は非公開の決定

5 報告

(1) 霧島市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）について

(2) 霧島市個人情報保護審議会の廃止及び令和5年4月1日以降の霧島市情報公開・個人情報保護審査会の役割について

6 その他連絡事項

7 閉 会

○ 配付資料の内容

- ・ [資料1] 概要(デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律)
- ・ [資料2-1] 条例で規定することが想定される事項
- ・ [資料2-2] 霧島市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）
- ・ [資料3] 【現行条例】霧島市個人情報保護条例(平成17年11月7日条例第11号)
- ・ [資料4] 令和3年改正の個人情報保護法施行後における「霧島市個人情報保護審議会」について
- ・ [資料5-1] 【改め文】霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例及び霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- ・ [資料5-2] 【新旧対照表】霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例及び霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例
- ・ [資料5-3] 【溶け込み版】霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例
- ・ [資料6-1] 霧島市情報公開・個人情報保護審査会の役割について
- ・ [資料6-2] 【参考資料】特定個人情報保護評価について